

大阪市情報公開条例施行規則

制 定 平成 13 年 4 月 1 日 規則 31

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日 規則 35

(趣旨)

第 1 条 大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(請求の方法)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による公開請求書の提出は、総務局長を経由して行わなければならない。

2 条例第 6 条第 1 項第 3 号の市長が定める事項は、条例第 5 条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものの連絡先（法人その他の団体にあつては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先）及び公開の実施方法の区分とする。

(ファクシミリによる請求)

第 3 条の 2 条例第 6 条第 1 項の市長が定める方法は、ファクシミリ装置を用いて公開請求書の内容を総務局長の使用に係るファクシミリ装置に送信する方法とする。

2 前項に規定する方法による公開請求は、公開請求書の内容を総務局長の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、実施機関に対してされたものとみなす。

3 条例第 6 条第 2 項に規定する公開請求書に代わるものとして市長が定めるものは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）がファクシミリ装置を用いて送信した公開請求書の内容を総務局長の使用に係るファクシミリ装置から出力した書面とする。

4 実施機関は、第 1 項に規定する方法による公開請求がされた場合において、必要があると認めるときは、公開請求者に対し、送信に利用した公開請求書を提出させることができる。

(公開決定通知書等)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の市長が定める事項は、公開を実施する日時及び場

所並びに公開の実施方法とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第13条第2項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 前号に掲げる情報が条例第7条第1号ただし書、第2号ただし書又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められる理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(公開の実施)

第6条 条例第14条の規定による公文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が指定する方法により行う。

2 前項の場合において、公文書の閲覧（次条に規定する聴取、視聴及び閲覧を含む。次項において同じ。）をするものは、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反するものに対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しの交付（次条に規定する交付を含む。）をするときの交付部数は、公開請求に係る公文書1件につき1部とする。

(公文書の公開の実施方法)

第7条 条例第14条の文書又は図画（以下この項において「文書等」という。）の公開の実施方法のうち写しの交付の方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (1) 文書等を用紙に複写したもの（当該文書等の一部を非公開とする場合にあっては、当該複写したものに非公開とする情報が開示されない措置を施したもの。次号において同じ。）の交付
- (2) 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この項及び第3項において同じ。）の交付又は当該複写したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信（電磁的記録に記録された情報を電子メールにより送信することをいう。以下この項及び第3項において同じ。）

- (3) 文書等の内容を情報として記録した電磁的記録（当該文書等の一部を非公開とする場合にあっては、当該電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したもの。以下この号において同じ。）に記録された情報を用紙に出力したものの交付、当該情報を記録した磁気ディスクの交付又は当該電磁的記録の送信

2 条例第 14 条の電磁的記録の公開の実施方法のうち閲覧に準ずるものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の全部を公開するもの 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取
- (2) 音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の一部を非公開とするもの 当該電磁的記録を複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したものを専用機器により再生したものの聴取
- (3) 画像及び音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の全部を公開するもの 当該電磁的記録を専用機器により再生し又は映写したものの視聴
- (4) 画像及び音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の一部を非公開とするもの 当該電磁的記録を複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したものを専用機器により再生し又は映写したものの視聴
- (5) 前各号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げるいずれかの方法
 - ア 当該電磁的記録に記録された情報を用紙に出力したもの（当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあっては、当該出力したものに非公開とする情報が開示されない措置を施したもの）の閲覧
 - イ 当該電磁的記録（当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあっては、当該電磁的記録を複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したもの）を専用機器により再生し又は映写したものの閲覧

3 条例第 14 条の電磁的記録の公開の実施方法のうち写しの交付に準ずるものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の全部を公開するもの 当該電磁的記録の交付（電磁的記録に記録された情報を記録した磁気ディスクを交付することをいう。次号から第 4 号までにおいて同じ。）又は送信
- (2) 音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の一部を非公開とす

るもの 当該電磁的記録を複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したものの交付又は送信

(3) 画像及び音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の全部を公開するもの 当該電磁的記録の交付又は送信

(4) 画像及び音声を記録した電磁的記録であって記録された情報の一部を非公開とするもの 当該電磁的記録を複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したものの交付又は送信

(5) 前各号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げるいずれかの方法

ア 当該電磁的記録に記録された情報を用紙に出力したもの（当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあっては、当該出力したものに非公開とする情報が開示されない措置を施したもの。以下アにおいて同じ。）の交付、当該出力したものの内容を情報として記録した磁気ディスクの交付又は当該出力したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信

イ 当該電磁的記録（当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあっては、当該電磁的記録を複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したもの。以下イにおいて同じ。）に記録された情報を用紙に出力したものの交付、当該情報を記録した磁気ディスクの交付又は当該電磁的記録の送信

（公文書の写しの交付等に係る費用の納付時期）

第8条 条例第16条第2項に規定する費用は、前納しなければならない。

（提出資料の写しの交付等に係る費用の納付時期）

第9条 条例第27条第5項に規定する費用は、前納しなければならない。

（情報の公表）

第10条 条例第32条第1項の実施機関の保有する情報で市長が定めるものは、次に掲げる事項に関する情報とする。

(1) 本市の長期計画又は重要な基本計画で、実施機関が公表する必要があると認めるもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）が行う重要な答申、提言その他の報告で、実施機関が公表する必要があると認めるもの

(3) 附属機関が前号の答申、提言その他の報告を行う前に、中間段階の案を取りまとめたときは、当該中間段階の案

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が公表する必要があると認めるもの

（出資等法人の告示）

第 11 条 市長は、条例第 34 条各項の規定により法人を定めたときは、速やかにその旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき又は定めを取り消したときも、同様とする。

(運用状況の公表)

第 12 条 条例第 37 条第 2 項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(施行の細目)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13. 9. 7 規則 120)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17. 3. 28 規則 7)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17. 5. 30 規則 105)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市情報公開条例施行規則第 1 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平成 18. 3. 31 規則 67)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20. 3. 26 規則 44)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22. 9. 29 規則 121)

1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市情報公開条例施行規則第 1 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平成 24. 3. 30 規則 95)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25. 3. 29 規則 136)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26. 3. 31 規則 87)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28. 3. 25 規則 10）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 12 条及び第 10 号様式から第 12 号様式までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等（大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 14 号）による改正後の大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「改正後の条例」という。）第 11 条第 1 項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（改正後の条例第 6 条第 1 項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 改正後の規則第 13 条の規定は、施行日以後にされた公開決定等又は施行日以後にされた公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用する。

附 則（令和元. 5. 31 規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2. 6. 26 規則 103）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後にされた大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 5 条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る同条例第 14 条の規定による公開の実施（以下「公開の実施」という。）について適用し、同日前にされた公開請求に係る公開の実施については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市情報公開条例施行規則第 1 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（令和 2. 8. 21 規則 113）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後にされた大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3

号) 第 5 条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る同条例第 14 条の規定による公開の実施(以下「公開の実施」という。)について適用し、同日前にされた公開請求に係る公開の実施については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市情報公開条例施行規則第 1 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (令和 5. 3. 31 規則 35)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。